

## 子供と家族・若者応援団表彰実施要綱

平成22年5月27日  
内閣総理大臣決定  
平成26年4月11日  
一部改正  
平成27年4月30日  
一部改正

### 1 目的

この表彰は、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績があった企業、団体又は個人を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

### 2 表彰の対象

次の活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

### 3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 前項(1)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(青少年育成)
- (3) 前項(2)に該当する活動で、特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

### 4 表彰の方法

表彰状及び副賞

### 5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

### 6 被表彰者の決定

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(青少年育成)及び内閣府特命担当大臣(少子化対策)は、関係府省、都道府県、指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

### 7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において行う。

### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、定める。

### 附 則

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰実施要綱(平成19年8月25日内閣総理大臣決定)は、廃止する。

## 未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱

〔平成28年2月18日〕  
〔内閣総理大臣決定〕

### 1 目的

この表彰は、子供や若者が、地域や社会の輝く未来に向けて行った社会貢献活動において、顕著な功績があった個人又は団体を顕彰し、もって、子供・若者の健やかな成長に資することを目的とする。

### 2 表彰の対象

社会貢献活動に取り組み、極めて顕著な又は特に顕著な功績のあった個人又は団体

### 3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる者 内閣総理大臣
- (2) 特に顕著な功績があったと認められる者 内閣府特命担当大臣（青少年育成）

### 4 表彰の方法

表彰状及び副賞

### 5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

### 6 被表彰者の決定

内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（青少年育成）は、関係府省、都道府県及び指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

### 7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において行う。

### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定める。

### 附 則

- 1 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）は、廃止する。
- 2 社会貢献青少年表彰実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、平成27年度に推薦された者については、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱（平成28年2月18日内閣総理大臣決定）に基づき推薦された者とみなす。

## 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業実施要綱

平成22年5月27日  
内閣府特命担当大臣決定  
平成26年4月11日  
一部改正  
平成27年4月30日  
一部改正

### 1 目的

我が国の全ての子供・若者が健やかな成長を遂げるためには、子供・若者や子育てを担う家族に対して、政府はもとより、学校、職場、地域等それぞれが役割を分担しながら適切に支援していくことが求められる。

そこで、子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動を広く紹介することにより、同様の活動を行っているものやこれから行おうとするものの参考に供することとする。

### 2 紹介の対象

次の活動に取り組み、広く社会に紹介するに足ると認められる企業、団体又は個人

- (1) 子供・若者を育成支援する活動
- (2) 子育てと子育てを担う家族を支援する活動

### 3 紹介事例の決定等

- (1) 紹介事例は、「子供と家族・若者応援団表彰実施要綱」（平成22年5月27日内閣総理大臣決定）に基づき関係府省等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、2（1）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（青少年育成）が、2（2）に該当する活動については内閣府特命担当大臣（少子化対策）が、決定する。
- (2) 紹介事例の選考に関する事務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が行う。

### 4 紹介の方法

内閣府は、内閣府ホームページへの掲載等により、紹介事例の広報・啓発を行うものとする。

### 5 盾の授与等

内閣府特命担当大臣は、紹介の対象となった者に対し、「チャイルド・ユースサポート章」として、記念の盾を授与するとともに、その趣旨を記した書状を交付する。

### 6 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が、内閣府子ども・子育て本部統括官に協議の上、別に定めるものとする。

## 子供と家族・若者応援団表彰の具体的実施方法について

平成 22 年 5 月 27 日  
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)決定  
平成 23 年 3 月 28 日  
一部改正  
平成 26 年 4 月 11 日  
一部改正  
平成 27 年 4 月 30 日  
一部改正  
平成 28 年 4 月 28 日  
一部改正  
平成 30 年 10 月 5 日  
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)決定  
子ども・子育て本部統括官決定  
一部改正

子供と家族・若者応援団表彰実施要綱（平成 22 年 5 月 27 日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）第 8 項に基づき、子供と家族・若者応援団表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第 2 項各号のいずれかに該当すると考えられる企業、団体又は個人とする。

#### 2 推薦の手続

- (1) 関係府省、各都道府県、指定都市等は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。
- (2) (1) の推薦件数は、第 4 項 (2) に定める部門を通じ、企業、団体又は個人を合わせ、6 件以内とする。
- (3) 推薦に当たっては、以下の点を考慮することとする。
  - ・関係府省が推薦する対象は、その取組が当該府省の所掌に関するものであつ

て、原則として、その取組の範囲及び効果が、全国又は複数の都道府県に及ぶものとする。

- ・都道府県及び指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとする。
- ・原則として、活動の実績が5年以上あり、かつ、当該活動が将来にわたり継続されることが見込まれるものとする。

(4) 推薦に際しては、第4項(2)に定める部門のいずれに該当するかを明示するとともに、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、関係大臣、都道府県知事、市町村長又はこれらに準ずる者等から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

### 3 子供と家族・若者応援団表彰選考委員会

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)は、子供と家族・若者応援団表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開催する。

#### (1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰者の案を作成する。

#### (2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

#### (3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)において処理する。

### 4 表彰の種類及び対象

#### (1) 内閣総理大臣表彰

極めて顕著な功績があったと認められる者

#### (2) 内閣府特命担当大臣表彰

特に顕著な功績があったと認められる者とし、その種類及び対象は、次に掲げるものとする。

##### ① 子供・若者育成支援部門

子供・若者を育成支援する活動

##### ② 子育て・家族支援部門

子育てと子育てを担う家族を支援する活動

### 5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は5件程度、内閣府特命担当大臣(青少年育成)による表彰(子供・若者育成支援部門)及び内閣府特命担当大臣(少子化対策)による表

彰（子育て・家族支援部門）は、合わせて15件から30件程度とする。

#### 附 則

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰推薦要領（平成19年8月30日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）及び「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰選考要領（平成19年8月30日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）は、廃止する。

## 未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーの具体的実施方法について

平成28年2月18日  
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)決定  
平成28年4月28日  
一部改正

未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー実施要綱（平成28年2月18日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）第8項に基づき、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーの実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第2項に該当すると考えられる個人又は団体（特定非営利活動法人及び任意団体を含む。以下同じ。）とする。

#### 2 推薦基準

個人及び団体の推薦に当たっては、次の基準を満たしているものとする。

##### (1) 個人

ア 継続的に子供・若者が行う活動で、社会福祉活動等公共の生活又は地域社会に貢献する活動（以下「社会貢献活動」という。）を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の子供・若者の模範として特に賞すべきものであること。

イ 社会貢献活動期間（個人活動、団体活動を問わない。なお、複数の社会貢献活動を同時に行っている場合は、いずれか一つの活動について期間計算する。）が原則として3年間以上あり、現在も継続していること。

ウ 表彰年度において、年齢がおおむね10歳からおおむね30歳未満までの間にあること。

エ 学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

##### (2) 団体

ア 社会貢献活動を経済的な見返りを求めることなく自発的に行い、その活動が当該地域等において高く評価され、他の団体の模範として特に賞すべきものであること。

イ 社会貢献活動期間が原則として5年間以上あり、かつ、当該活動が現在も継続していること。

ウ 表彰年度において、構成員の大部分の者の年齢がおおむね6歳からおお

むね30歳未満までの間にあること。

エ 構成員の学業・就業状況及び生活態度に問題がないこと。

### 3 推薦の手續

(1) 関係府省、各都道府県、指定都市等は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。

(2) (1) の推薦件数は、個人及び団体を合わせ、3件以内とする。

### 4 未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー選考委員会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）は、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

#### (1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰者の案を作成する。

#### (2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

#### (3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

### 5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は2件程度、内閣府特命担当大臣（青少年育成）による表彰は、10件程度とする。

### 6 表彰方法等

表彰は、原則として、「子ども・若者育成支援強調月間」中に表彰式を行い、表彰状を授与して行う。

### 附 則

社会貢献青少年表彰の具体的実施方法について（平成22年5月27日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）は、廃止する。



## 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業の具体的実施方法について

平成22年5月27日  
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)決定  
平成23年3月28日  
一部改正  
平成26年4月11日  
一部改正  
平成27年4月30日  
一部改正

子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業実施要綱（平成22年5月27日内閣府特命担当大臣決定）第6項に基づき、同事業の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業選考委員会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）は、子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

##### （1）選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市及び全国青少年育成県民会議連合会から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、紹介事例の案を作成する。

##### （2）選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

##### （3）選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府子ども・子育て本部の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。